

市立四日市病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第49号

市立四日市病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例

市立四日市病院事業の設置及び経営の基本に関する条例（昭和41年四日市市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(経営の基本原則) 第4条 (略) 2 (略) 3 病床数は、次のとおりとする。 一般病床 <u>535床</u> 感染症病床 2床	(経営の基本原則) 第4条 (略) 2 (略) 3 病床数は、次のとおりとする。 一般病床 <u>566床</u> 感染症病床 2床

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(市立四日市病院事務局総務課)